

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---|----------|-----------|
| 南砺市 | 野尻地区(野尻、本江、上津、柴田屋、二日町、高儀、長源寺、川除新、岩武新集落) | 平成24年11月 | 令和3年3月17日 |

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

| | |
|---|-------|
| ①地区内の耕地面積 | 465ha |
| ②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計 | 369ha |
| ②/① | 79.3% |
| 後継者の確保状況 農地条件がよい地域であり、個人経営体もまだ多く存在する。複数の担い手も存在するが、現状は農地の受入が可能であるが、10年以上先については、担い手が不足する可能性がある。地区内での話し合いも考えられており、後継者の確保は問題ない。 | |
| 既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果 | 実質化 |

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

| | |
|--------------------------------------|----|
| ①地区内の耕地面積 | ha |
| ①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | ha |
| ②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| ③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | ha |
| (備考) | |

- 注1: ②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

| |
|--|
| 平場地域であり、圃場面積も30a以上の区画となっており、条件は良い地域となっている。集落営農組織、個人経営の担い手と他の地域からも、入作の耕作も多い。しかし、個人経営者も多く、今後、経営をやめた場合に、農地を集積できる経営体の数が少ないことから、10年後を見据えて担い手を育成することが課題となっている。 |
|--|

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| 野尻集落は、集落の担い手は、集落営農法人1組織と任意集落営農組織1組織、個人経営の法人が1社存在している。また、近隣の担い手も集積しているが、個人経営者も数多くいる。農地の集積は、集落営農法人と個人経営の法人、近隣の担い手が集積する。 |
| 柴田屋集落は、集落営農法人1組織と担い手法人が1社、個人担い手が1名存在する。近隣からも入作が多く、多くの農地が集積されている。個人経営者はそれほど多くはない。農地の集積は、集落の担い手を基本に集積する。 |
| 本江集落は、個人担い手2名が存在し集積している。また、集落外や市外からの入作も多い。集落内の担い手だけでは、全部は集積できないので、担い手を育成し集積を図るか、近隣の担い手に集積する。 |
| 上津集落は、集落内に担い手はいない。また、集落内の農地を耕作している農業者も少ない。多くの農地は、近隣の担い手が集積しているか、近隣集落の個人経営者が耕作している。集積は近隣集落の担い手に依頼する。 |
| 二日町は、市街地にあり用途地域と農地が混在しているため、集積が進んでいない。農地については近隣の担い手に移行しつつある。 |
| 岩武新集落は、多くの農地が集落外や市外の担い手に集積されている。数軒の個人経営者がいるが集積は、それらの担い手に集積する。 |
| 高儀集落は、集落内に集落営農組織が存在し、ほとんどの農地を集積している。一部は集落外の担い手が集積しているが、個人経営者は1戸だけであり、経営継続できない場合は集落営農組織が集積する。 |
| 長源寺集落は、集落内の集落営農法人と近隣の担い手によりほぼ集積が終了している。今後集約化について話し合いをする。 |
| 川除新集落は、ほぼ集積が集落の営農組織で終了している。 |

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

| |
|--|
| |
|--|

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|--|----------|-----------|
| 南砺市 | 南野尻地区(高堀、上野、野尻野、松原、年代、百町、苗島、焼野、軸屋、野新、七ツ屋、新町、寺家新屋敷) | 平成24年11月 | 令和3年3月17日 |

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

| | |
|--|-------|
| ①地区内の耕地面積 | 296ha |
| ②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計 | 236ha |
| ②/① | 79.7% |
| 後継者の確保状況 高堀集落は、集落営農法人が存在しており後継者は問題ない。その他の地域には担い手が存在しているが、複合経営で特産の里芋やチューリップ球根を作付していることから、経営規模拡大は難しい。しかし、若い担い手など後継者も多く存在することから農地の耕作の継続は問題ない。 | |
| 既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果 | 実質化 |

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

| | |
|--------------------------------------|----|
| ①地区内の耕地面積 | ha |
| ①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | ha |
| ②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| ③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | ha |
| (備考) | |

- 注1: ②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

平場地域であり、農地も30a区画で条件が良い地区となっている。地区内には集落営農組織は1組織であるが、特産作物のチューリップ球根や里芋を耕作している担い手が多く存在している。また、若手の担い手が多く経営規模の拡大に努めているが特産農産物(里芋、チューリップ球根)の作付が減少しており、後継者の確保が課題となっている。また、旧福野町の市街地が含まれており、用途地域も多く、集積が難しい状況となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| 町部(七ツ屋、新町、寺家新屋敷)は、用途地域が多く、集積は難しい。まとまったところについては、集落内の担い手または、近隣の担い手に集積する。 |
| 高堀集落は、集落の営農組織がほぼ集積し、その他は地区内や市外の担い手が集積しているため、ほぼ集積が終了している。 |
| 上野集落は、集落内に担い手農業者1名が存在するが、規模拡大はあまりできない。集落内の農地は、規模の大きい地区外の担い手農業者が耕作しており、個人経営者は数軒のみである。農地の集積は、集落内の担い手がするが、地区外の担い手にも集積を検討する。 |
| 野尻野集落は、集落内には担い手が存在しない。集落内の農地は近隣の担い手が集積しており、個人経営者は数軒のみである。この先の農地の集積は、近隣の担い手に集積を図る。 |
| 年代集落は、集落に担い手2名が存在するが、1名は園芸作物を耕作しており、多くの集積は難しい。もう1名は、複合経営を実施しているのである程度の集積をすすめている。集落内には個人経営者も多く、今後は、集落内の担い手に集積するか、近隣の担い手に集積する。 |
| 福野軸屋は、集落内に担い手は1名存在するが複合経営であり、多くは集積できない。現状は近隣の担い手の集積も少なく、個人経営者が多い状況である。里芋の生産地でもあることから、複合経営を目指した担い手を育成し、集積をすすめる。 |
| 苗島集落は、集落に担い手は1名存在するが複合経営であり、規模拡大が難しい。しかし、集落の半分以上は、近隣の担い手が集積している。個人経営者も多く、今後、農地の集積は近隣の担い手を中心とする。 |
| 松原集落は、集落内に担い手が1名経営している。また、集落外からも担い手が集積している。市街地にあることから、集積が難しい状況であり、個人経営者も多い。集積は、集落内の担い手を基本に、近隣の担い手を含めて行う。 |
| 百町集落は、担い手が存在しない。しかし、農地の多くが近隣の担い手に集積されており、個人経営の面積は少ない。集積は、近隣の農業者に依頼する。 |
| 焼野集落は、集落内に個人経営の複合経営農家2戸と農業法人1社が存在する。集落の7割程がこの3件で集積されているが、個人経営者も多い。今後の集積は、農業法人を中心に行う。 |
| 野新集落は、集落の担い手は、酪農家と園芸農家の2戸となっており、酪農家が飼料作物を耕作しているが、経営を縮小していることから、拡大は難しい。農地の集積は、近隣の法人数社と個人経営の担い手が集積している。集積は、近隣の担い手に依頼する。 |

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

| |
|--|
| |
|--|

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|-----------------------------|----------|-----------|
| 南砺市 | 高瀬西地区(三清西、森清、安清、江田、雨潜、野原集落) | 平成24年11月 | 令和3年3月17日 |

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

| | |
|---|-------|
| ①地区内の耕地面積 | 186ha |
| ②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計 | 169ha |
| ②/① | 90.8% |
| 後継者の確保状況 地区内には、集落営農組織が4組織存在し、後継者は当面確保されている。集落営農組織がない集落は、個人経営者が多いが、近隣の農業生産法人が集積しており、また、集積の希望も多いので農地の後継者は問題ない。 | |
| 既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果 | 実質化 |

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

| | |
|--------------------------------------|----|
| ①地区内の耕地面積 | ha |
| ①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | ha |
| ②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| ③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | ha |
| (備考) | |

- 注1:②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

地区内の多くの集落で集落営農組織化しているが、個人経営の担い手は1戸となっている。しかし、地区外から多くの担い手が入作しており、耕作者が不足している状況ではない。農地も一部集落では、1haの大規模区画となっており、他の集落も2～3反区画であることから条件的にもいい地区となっている。今後は、将来を見据えて、組織の後継者をどのように確保するかが課題となる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

三清西集落は、ほぼ集落の営農組織に集積されており、1戸の個人経営者のみとなっている。集積は、集落の営農組織が行う。

森清集落は、集落の営農組織に農地は集積されている。

安清集落は、2戸の個人経営を除いて、集落の営農組織に集積されている。集積は集落営農組織となる。

江田集落は、集落内には担い手は存在しない。近隣の規模の大きい法人が多くを集積し、他にも近隣の担い手や個人経営者も集積している。集落内で担い手を育成し集積するか、近隣の担い手において集積する。

雨潜集落は、任意集落営農組織は存在するが規模が小さい。それ以外に担い手はいないが、農地は近隣の担い手が多くを集積している。集落営農組織を拡大し、集積するか、近隣の担い手に集積する。

野原集落は、集落営農組織と個人経営の担い手1戸が集落内にある。また、近隣の担い手も集積しており、集積自体は終了している。集約化について、話し合いを進める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

| |
|--|
| |
|--|

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------------------|----------|------------|
| 南砺市 | 広塚地区(広安、田屋、石田、八塚、寺家、院林集落) | 平成24年11月 | 令和3年10月27日 |

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

| | |
|--|-------|
| ①地区内の耕地面積 | 342ha |
| ②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計 | 276ha |
| ②/① | 80.7% |
| 後継者の確保状況 広安、田屋、院林集落は集落営農組織が存在しており、集落内や近隣に担い手もいることから、農地の後継者確保は出来ている。石田、八塚、寺家集落は、個人経営体も多く、現状は後継者の確保は出来ていないが、規模の大きい農業生産法人がいることや、周辺からの担い手が集積を希望していることから農地の後継者の確保は出来ている。 | |
| 既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果 | 実質化 |

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

| | |
|--------------------------------------|----|
| ①地区内の耕地面積 | ha |
| ①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | ha |
| ②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| ③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | ha |
| (備考) | |

- 注1:②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

平場地域であり、区画も30a区画で耕作条件の良い地区となっており、集落営農や個人経営の担い手が多い地域となっている。耕作条件が良いということで個人経営の農業者も多く、担い手の存在しない集落がある。今後、個人経営の受け皿となる担い手を育成が課題となる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

広安集落は、多くの農地が集落の営農組織と個人経営の担い手2名と集落外の担い手により多くが集積されている。個人経営者も数件の農業者がいるが、継続できないときは集落の営農組織が集積する。麦や大豆の生産を拡大、団地化を推進し、集約して栽培を行う。

田屋集落は、集落内に営農組織と担い手1戸が存在する。その多くは、集落営農組織が集積している。また、個人経営者も数軒存在する。基本的に集積は、集落営農組織に依頼する。

石田集落は、担い手が存在していない。農地のほとんどが近隣集落の法人1社が集積しているが個人経営者も十数軒存在する。集積は、近隣の法人が実施する。

八塚集落は、集落内に大規模な法人1社と個人経営の担い手3戸が存在する。近隣の担い手も集積しているが、多くは法人が集積している。個人経営者もまだ多く存在しており、集積は、集落内の法人と3戸の担い手で行う。

寺家集落は、隣の法人組織に多く集積しており、他の担い手も入作している。個人経営もまだ多くいるが、集落内での担い手を育成し集積するか、近隣の担い手が集積する。

院林集落は、集落内に営農組織を有している。個人経営者もまだ存在するが、今後集積は集落の担い手が行う。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

| |
|--|
| |
|--|

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|--|----------|-----------|
| 南砺市 | 東石黒地区(布袋、森、三ツ屋、桐木、前田、晩田、梅ヶ島、下吉江、田尻、新邸集落) | 平成24年11月 | 令和3年3月17日 |

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

| | |
|--|-------|
| ①地区内の耕地面積 | 302ha |
| ②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計 | 256ha |
| ②/① | 84.7% |
| 後継者の確保状況 桐木、前田、梅ヶ島集落は集落営農法人が存在している。布袋、森、下吉江集落は規模の大きい農業法人が耕作していることから農地の耕作は継続できる。田尻集落には担い手が5戸存在しており、規模拡大を図っているため個人経営者の継続ができない場合は集積できる。その他の集落は、個人経営者が多いが、単収の高い地域であり、後継者を確保して、経営を継続する農業者も多い。周辺地域の担い手も農地の集積を望んでおり、農地の耕作は継続できる。 | |
| 既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果 | 実質化 |

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

| | |
|--------------------------------------|----|
| ①地区内の耕地面積 | ha |
| ①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | ha |
| ②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| ③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | ha |
| (備考) | |

注1:②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

平場地域であり、圃場の面積も比較的大きく農作業が行いやすい状況である。地区内に集落営農が3組織存在するが、比較的大きな担い手と個人経営の担い手が多くいることから、多くの農地が集積されている。水稻の単収が高い地域であることから、個人経営をしやすいので担い手の育成を図らなければならない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

布袋集落は、近隣集落の農業法人が1戸の農業者を除いて、集積している。この集落の集積は、この法人に依頼する。

森集落は、集落内に農業法人が存在しており、多くを集積している。数軒の農家が個人経営しているが、経営継続できない場合は、この法人が集積する。

三ツ屋集落は、個人経営の担い手が存在しているが、まだ若いことから経営面積は少ない。今後、規模拡大することを目標にしているため、この担い手に集積を行う。また、近隣法人の入作による集積も多く、集約を検討しながら、この法人等を集積する。

桐木集落は、集落内に集落営農法人があることから、ほとんどの農地を集積している。わずかに集積していない農地も存在するが、将来的には集落営農法人に集積する。

前田集落は、集落内に集落営農法人を有し、多くの農地を集積している。また、近隣の担い手も一部集積しており、個人経営者が数軒ほどとなっている。将来的な集積は、集落営農法人に依頼する。

晩田集落は、集落内に担い手はいないが、地区外の農業者が集落内に施設を有して多くを集積している。また、近隣の担い手も集積しており、集積は終了している。集約化については、農地整備事業に合わせて検討する。

梅ヶ島集落は、近年集落営農を協業化、法人化を実施し、集落内の農地の7～8割を集積している。その他にも近隣の担い手が集積しており、9割以上が集積されている。集落内には数軒の個人農業者が耕作しているが、経営継続できない場合は、集落営農法人に集積する。麦や玉ねぎなどの野菜については、経営効率や湿潤害の影響が出ないように団地を推進し、集約する。

下吉江集落は、集落内に担い手は存在しないが、近隣の法人が9割以上の農地を集積している。地区外の担い手も一部集積しているが、集落内には数軒の個人農業者が耕作している。個人農業者が経営継続できない場合は、入作している近隣の法人に集積する。

田尻集落は、集落内には集落営農組織は存在せず、個人の担い手が5人存在している。また、集落外の担い手も集積しており、8割地区の農地が集積されている。個人農業者も数軒存在しており、個人経営の担い手に将来的に集積する。

新邸集落は、集落の農地面積の過半以上を地区外の大規模な農業法人に集積している。2軒の個人経営者が存在するが、集積は地区外または、地区内の担い手に依頼する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

| |
|--|
| |
|--|

実質化された人・農地プラン

| | | | |
|------|-------------------|----------|-----------|
| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 南砺市 | 安居地区(安居、上川崎、滝寺集落) | 平成24年11月 | 令和3年3月17日 |

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

| | |
|---|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 102.3ha |
| ②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計 | 88ha |
| ②/① | 86.0% |
| 後継者の確保状況 大規模農業生産法人と集落営農法人、個人経営の担い手が存在しており、個人経営の担い手が継続できなくても農地の後継者は確保できている。 | |
| 既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果 | 実質化 |

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

| | |
|--------------------------------------|----|
| ①地区内の耕地面積 | ha |
| ①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | ha |
| ②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | ha |
| ③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | ha |
| (備考) | |

- 注1: ②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

中山間地域であるが、小矢部川沿いは、平地となっている。しかし、山が迫っていることから直ぐに傾斜地となっているが、農地は山の中には少なく、既に耕作放棄地化しており、集落も離村して誰もいない状況となっている。地区内には、担い手が3戸のみであるが、集落営農組織と市内で一番大きい農業法人が存在しているので、問題がない。課題としては、一部の農地が10a区画であり、近隣の担い手と農地が分散しており、効率が悪い状況となっている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

安居集落は、集落営農組織1組織と個人経営の担い手、新規就農者の3経営体が中心経営体となる。集積については、中心経営体がほぼ集積してしている。地区境の農地が細かく分散作圃しているので集約化を検討する。

上川崎集落は、大規模な農業法人が存在している。集落の過半は集積しているが、個人経営者も多く存在している。個人経営者が継続できない場合は、農業法人に集積する。

滝寺集落は、現状畜産農家が2経営体があるだけであり、農地についてはほぼ耕作放棄地化しているため、集積はない。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

| |
|--|
| |
|--|